

各指定障害福祉サービス事業者等 代表者 様

寝屋川市福祉部

指導監査課長

令和 8 年 4 月の基本報酬や各種加算等の届出について（通知）

平素より、本市の福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、前年度実績に基づき届出が必要な基本報酬区分、各種加算については、各事業所において遺漏がないよう御確認いただきますようお願いいたします。

記

1 就労系サービスの基本報酬の届出について

就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型及び就労定着支援に係る訓練等給付費の算定については、前年度等の実績等に基づいて基本報酬が算定されることとなっておりますので、各区分に変更が生じる場合のみ、下記のとおり、届け出てください。

（新規の経過措置対象を除く全事業所が対象となります。）

【提出書類】

- ・介護給付費の算定に係る届出書兼体制等状況一覧表
- ・各事業の「基本報酬の算定区分に関する届出書」
- ・スコア表（就労継続支援 A 型事業所のみ）

2 各種加算について

前年度実績に基づく各種加算・減算に係る届出につきまして、加算を算定している事業所は、算定要件を満たしているか自己点検を行い、加算区分に変更がある場合は届出を行ってください。

【前年度の実績が算定に関わる主な加算】

- ・就労移行支援体制加算（生活介護、自立訓練、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）
- ・人員配置体制加算（生活介護、共同生活援助）

- ・視覚・聴覚言語障害者支援加算（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、共同生活援助）
- ・夜勤職員配置体制加算（共同生活援助〔日中サービス支援型のみ〕、施設入所支援）
- ・移行準備支援体制加算（Ⅰ）（就労移行支援）
- ・重度者支援体制加算（就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）
- ・目標工賃達成指導員配置加算（就労継続支援 B 型）
- ・目標工賃達成加算（就労継続支援 B 型）
- ・就労定着実績体制加算（就労定着支援）
- ・夜間支援体制加算（宿泊型自立訓練、共同生活援助）

【提出書類】

- ・介護給付費の算定に係る届出書兼体制等状況一覧表
- ・各加算の算定に係る個別の届出書
- ・各個別の届出書に記載のある添付書類
- ・勤務体制及び勤務形態一覧表及び組織体制図

3 提出方法等

1、2の届出に関する提出書類は、令和8年4月15日(水)(当日消印有効)までに、福祉部指導監査課に郵送または来庁により提出していただきますようお願いいたします。

なお、期限までに書類が提出されない場合は、令和8年4月1日からの適用はできませんので、期限までに必ず提出してください。

- ※ 各種様式や通知等は当課ホームページ（ページ ID：7537）を参照してください。
- ※ 自己点検の結果、区分の変更がない場合は届出不要ですが、指定権者は必要に応じて、その提出を求めることとなっていますので、算出根拠書類は常備しておいてください。

<p>問合先・提出先 寝屋川市福祉部指導監査課障害福祉サービス担当あて メール：shidou-k@city.neyagawa.osaka.jp 電話：072-812-2027 （郵送の送り先） 〒572-8566 寝屋川市池田西町24番5号 池の里市民交流センター内</p>	<p>福祉部指導監査課 障害福祉サービス担当</p>
---	---------------------------------